大和市告示第１７９号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、当該書類を本市あんしん福祉部保険年金課に保管し、送達を受けるべき者から請求があれば交付する。

令和８年１１月１１日

大和市長　古谷田　　力



１　送達すべき書類

国民健康保険税（令和８年度）の納税通知書

２　前項に掲げる書類の送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり。

	氏名	調定年度	年度分	通知書番号
1	伊志嶺　朝也	2026	2026	279226
2	馬場　敏幸	2026	2026	223883
3	小林　希見洋	2026	2026	244155
4	上笹　稔	2026	2026	142280
5	カーク　賢人	2026	2026	205460
6	遠井　浩美	2026	2026	267945
7	小林　陽介	2026	2026	252689
8	横山　元貴	2026	2026	188921
9	石上　克幸	2026	2026	107972
10	仲田　勇	2026	2026	109207
11	アレホ　好美	2026	2026	219797
12	中辻　聡	2026	2026	197475
13	関　芳久	2026	2026	211036
14	須田　由美子	2026	2026	188603
15	山田　慶人	2026	2026	271888
16	佐伯　智也	2026	2026	235164
17	高天　宗汰	2026	2026	148237
18	山下　優子	2026	2026	87769